

2020年代に向けた情報通信政策について

～ 多様な事業者が参画できる健全な競争環境の構築を目指して～

2014年4月22日

一般社団法人 テレコムサービス協会
政策委員会 / MVNO委員会

一般社団法人「テレコムサービス協会」について

沿革

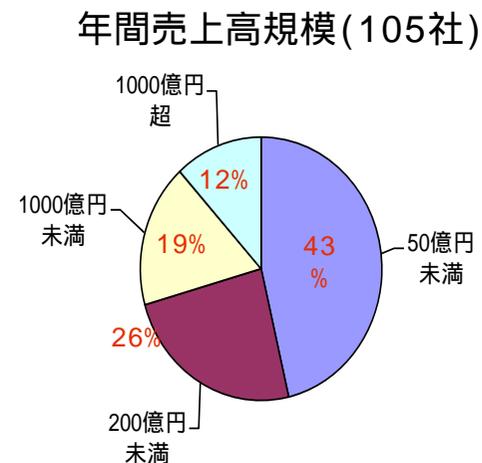
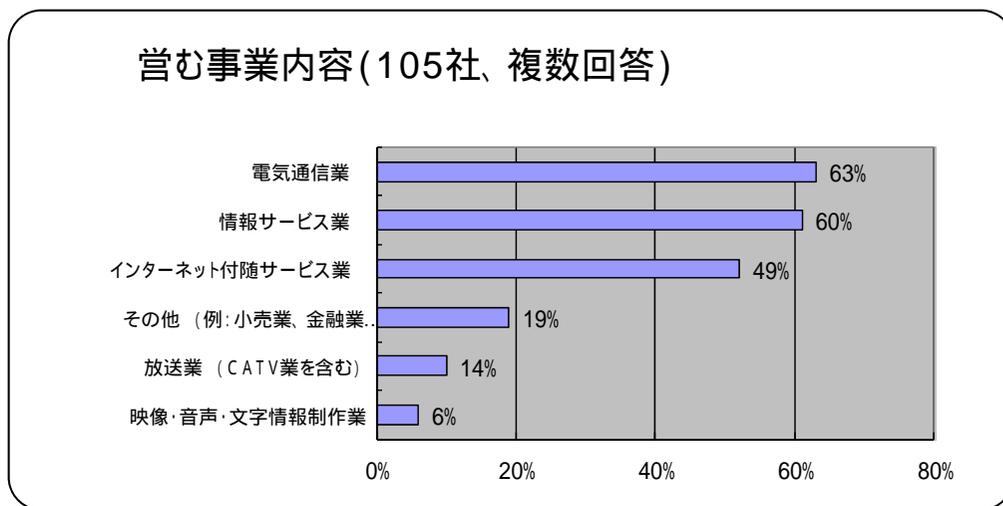
平成6年に、(社)特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、(社)日本情報通信振興協会の4団体が統合して発足。平成24年4月、一般社団法人に移行。

事業目的と主な活動

- ・目的： 電気通信・情報通信関連事業の競争市場における健全な発展を図り、事業全体の発展に寄与し、国民利益の増進と公共の福祉に資すること
- ・主な活動： 多様なネットワークサービス事業の創設 健全な競争市場の発展
安全・安心なネットワーク社会の実現

会員

- ・全国11支部に224会員が加盟(平成26年4月9日現在)
- ・電気通信事業(VANサービス)、情報サービス事業、ISP事業、CATV事業など
電気通信事業者および情報通信関連事業者などICT企業が中心



既に始まっている通信ネットワーク市場の構造変化

2020年に向けて、さらに加速!!

インフラから上位レイヤへ

- 提供する価値の中心、収益の源泉は上位レイヤへ
- クラウド： 通信サービスからアプリケーションサービスへ

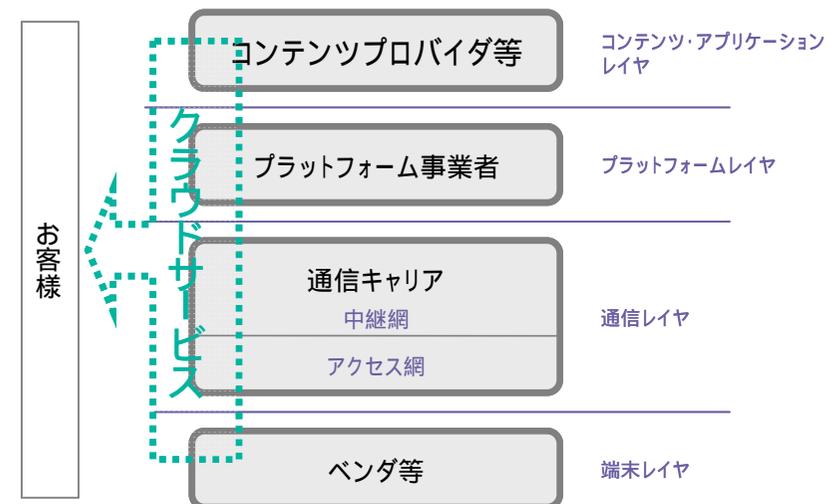
固定通信から移動通信へ

- 移動通信高速化とスマートフォンの隆盛
- ただし、オフロードなど固定通信の重要性も増している

サプライヤ主導からユーザ主導へ

- ユーザ主導による市場の形成
- ソーシャルネットワークとCGM

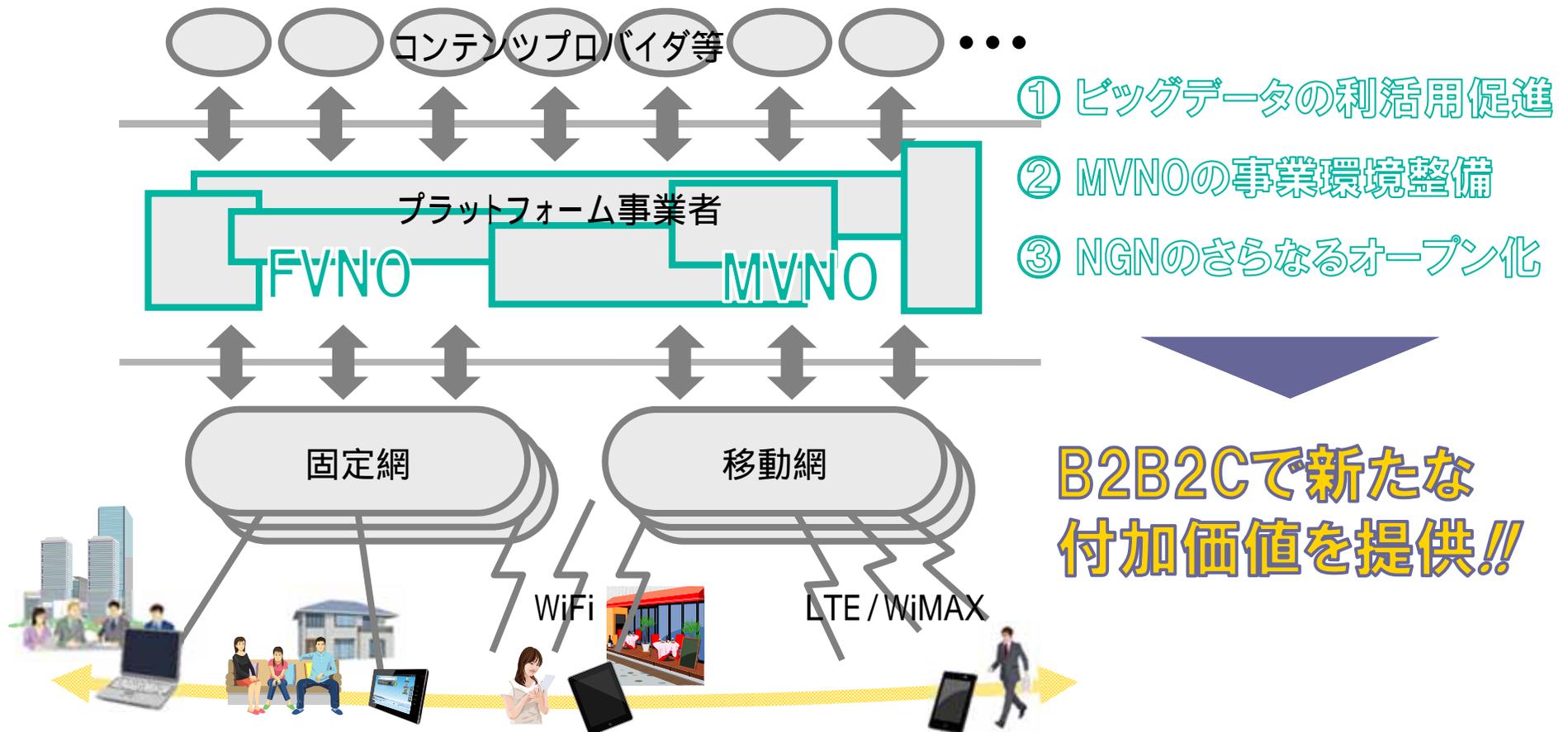
CGM: Consumer Generated Media



世界最高水準の通信インフラの上の『健全な競争環境』の醸成

多種多様なサービスが出現する環境の整備を!!

ユーザから見れば、もはや固定と移動の区別なし
多様な事業者が各レイヤで競う健全な競争環境が必要



パーソナルデータ利活用のためのガイドライン策定



ビッグデータの中でも、特にパーソナルデータの利活用には大きな関心
しかし、これまではプライバシー保護の問題もあり、十分な利活用が進まず
現状では、パーソナルデータの利活用のルールが明確でないため、企業に
とっては「どのような利活用であれば適正と言えるか」の判断が困難

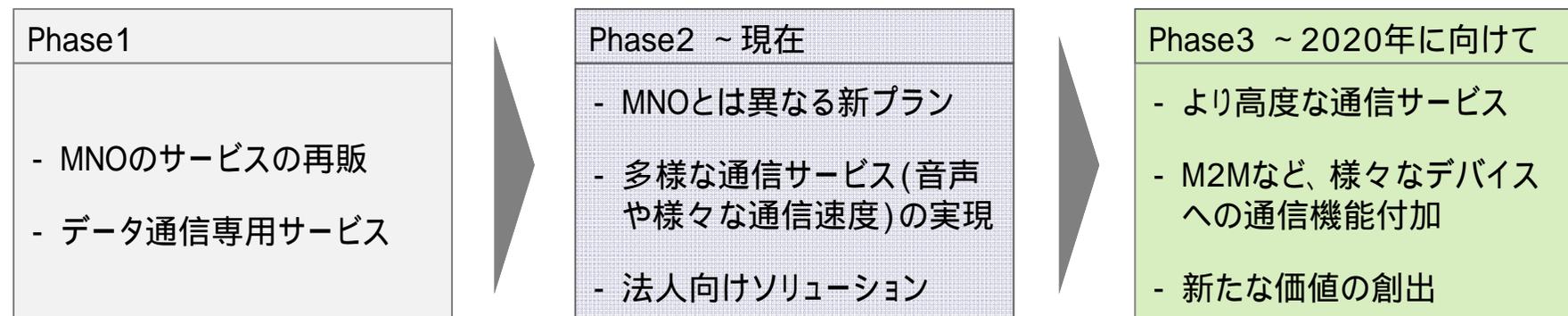
早急にパーソナルデータの利活用のためのガイドラインを策定し、実際の運用
の中で修正しながら、スピード感を持って進めていくことが重要

MVNOの現状と2020年に向けたMVNOの役割

【MVNOが果たすべき役割】

「MNOとは異なるサービス」、「多彩なユーザニーズに対応したサービス」を提供し、MNOと共に、移動体通信市場の競争活性化と拡大に寄与すること

- ・ユーザニーズに即した、低廉かつ多彩で安心して使えるサービス
- ・高度な通信サービスの実現(業界分野連携、機器連携、M2M、法人向けソリューション等)



MVNO(MNOでもあるMVNOを除く)の移動体通信市場におけるシェアは**4.4%** 競争活性化とは言い難い

出所: 総務省「MVNOサービスの利用動向に関するデータ(平成25年12月末)」

【MVNOの事業環境の整備に関する政策提言】

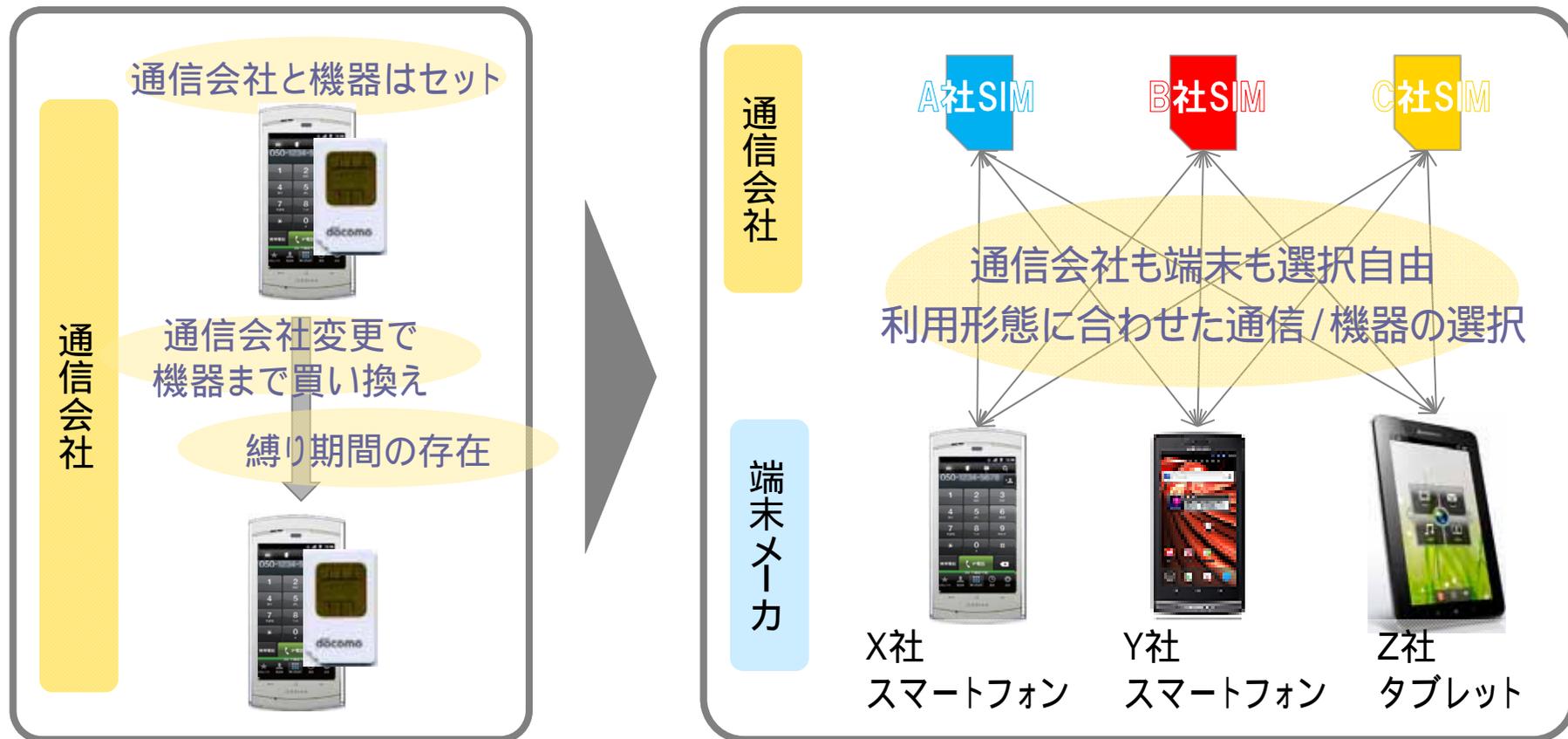
移動通信サービスの健全な競争環境の創出

- (1) 公平性および透明性の確保
- (2) 利用者本位のモバイルサービス提供
- (3) MVNOによる多様かつ高度な通信サービスの実現

MVNO委員会取組状況 「MVNOの事業環境の整備に関する政策提言」

速やかな対応が求められる政策課題	提言骨子
<p>① モバイルデータ接続料の算定基礎の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続料の低減が年平均29%にも及ぶ中、MVNOは1年前の原価で事業運営 当年度の低い原価で事業運営が可能なMNOと比較しMVNOは競争上不利な状況 	<ul style="list-style-type: none"> モバイルデータ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度の相違の是正
<p>② MNOの回線利用開始処理のインターフェース開放・SIMの機能開放</p> <ul style="list-style-type: none"> MNOとMVNOのシステムの接続ができないためサービスオーダー（SIMを利用可能するための処理等を指す）に多大なコストが発生 MNOによっては、SIMの機能の一部をMVNOに提供しておらず、MNOが利用者に提供する一部サービスをMVNOは利用者に提供できない 	<ul style="list-style-type: none"> MNOによるインターフェースの開放とMNOとMVNOのシステム連携の促進 MVNOが要望するSIMの機能の開放
包括検証に向けた政策課題	提言骨子
<p>① 二種指定設備制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> MVNOによる競争促進など移動体通信市場の環境変化に対応する制度見直しの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定設備制度の在り方についての再検討
<p>② 卸電気通信役務に関する提言</p> <ul style="list-style-type: none"> MNOの提供するサービスのうち、卸役務によるMVNOへの提供がなされていないものが多数存在 MNOから同一企業グループ内の「MNOでもあるMVNO」への提供条件が不透明 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOが卸役務を利用しやすくなる仕組み作り グループ内外の卸条件の透明性確保
<p>③ 通信サービス・端末の分離および選択の自由化</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己の端末の他事業者での利用が制限されることは、利用者の利便性を著しく阻害 	<ul style="list-style-type: none"> SIMロック解除ガイドラインの適切な運用・見直し
<p>④ MVNOによる提供サービスの高度化に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レイヤ2接続機能」を提供していないMNOの存在 今後のMVNOのサービスの多様化、高度化に向けたアンバンドルの拡充 	<ul style="list-style-type: none"> MNOによるアンバンドルへの積極的取り組み 二種指定ガイドラインの見直し
<p>⑤ 移動体通信市場の健全な発展に向けた、MNOによる販売奨励金慣行の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額な販売奨励金による利用者料金の高止まりの懸念 行き過ぎた販売奨励金によるMVNOの市場参入と市場全体の発展の阻害 	<ul style="list-style-type: none"> MNOによる販売奨励金慣行の適正化
<p>⑥ MNOのネットワーク性能、品質のMVNOへの円滑な開示</p> <ul style="list-style-type: none"> MNOのネットワーク性能および品質等に関するMVNOへの情報提供が十分ではない MVNOの利用者サポートの質の低下 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOへの円滑な情報開示スキーム構築
<p>⑦ 電気通信番号のMVNOへの割当</p> <ul style="list-style-type: none"> MVNOは電気通信番号(MSISDN)の割当を受けられず、接続による音声通信サービスの提供など高度なサービスの実現が不可能 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOへのMSISDNの割当を可能とする制度検討

端末とサービスの分離について



政策的な諸課題 (MVNOの事業環境の整備に関する政策提言より)

- 通信サービス・端末の分離および選択の自由化 (SIMロック解除)
- MVNOによる提供サービスの高度化に向けた取り組み (アンバンドルの拡充)
- MNOの販売奨励金慣行の適正化

第二種指定電気通信設備制度(事業法34条)の見直しについて

第一種指定電気通信設備制度と、第二種指定電気通信設備制度の違い

第一種指定電気通信設備

固定通信

• NTT東日本、NTT西日本

第二種指定電気通信設備

移動体通信

• NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル

- 設備の不可欠性(ボトルネック性)に着目したドミナント規制
- 指定事業者の営業エリア内では、指定事業者の設備の他事業者への開放なく競争環境を成立させることが難しい
- 接続協議における交渉の優位性に着目したドミナント規制
- 寡占化の進展の中でメガキャリア3社が既に指定事業者となっており、キャリア同士における本制度の影響は既に希薄化している
- MVNOにとりMNOの持つ周波数資源はまさしく不可欠であり、電波の希少性(ボトルネック性)に着目した新たな規制の在り方について議論を進めるべき

移動体通信における望ましいドミナント規制の在り方について

◆議論のポイント

1. これまでも、二種指定設備制度の下で、MVNOに対する開放が行われてきており、今後MVNOの参入をさらに加速するためには、MNOを規律する規制は必要
2. 現行の二種指定設備制度を、新たにMNOに対してMVNOの参入を促進させることを目的とした規制であるとして捉えなおすべき
3. 規制の内容については、電波の希少性(ボトルネック性)の存在を前提に、MVNOの参入を促進させるという目的のため必要な項目を新たに検討すべき

◆新たな二種指定設備制度の在り方

1. 電波の希少性(ボトルネック性)の存在を踏まえ、原則としてすべてのMNOを対象とした規制とすべき
2. 接続料の更なる透明性の確保を目的とした接続約款の認可制への移行
3. MVNOに係る取り扱いの公平性を確保する目的で、MNOが従うべき禁止行為(接続や卸の差別的扱いの禁止、MNOの販売網の特定MVNOに限定した提供の禁止等)を定める
4. MVNOの事業予見性のため、将来原価方式やアンバンドル機能提供計画の公表義務化を導入など、目的(MVNOの参入促進)を踏まえた規制となることを要望する

希望するスケジュール

平成26年11月の審議会答申までに結論

平成27年度の事業法改正へ

「光の道」議論でブロードバンドの利活用は進んだか？

3年前の「光の道」議論では、
ブロードバンドの利活用を促進するために・・・

- 設備部門と利用部門の分離
- 競争事業者との同等性確保

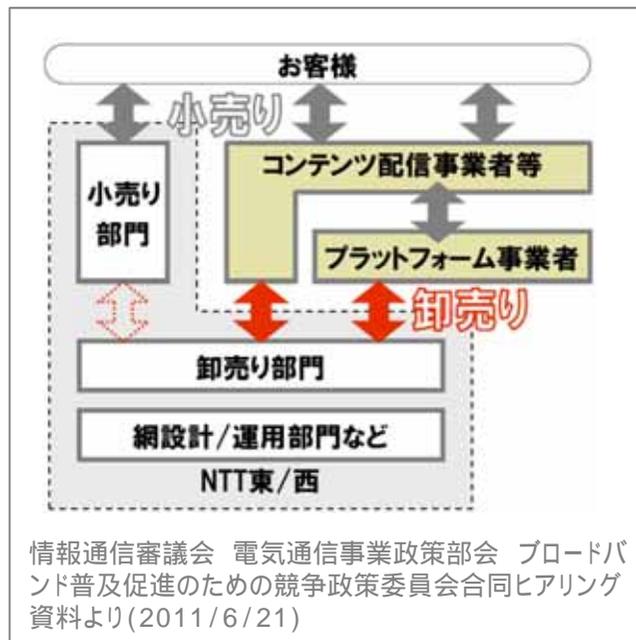
その結果は・・・

FTTH整備率：98%

FTTH普及率：**48%**

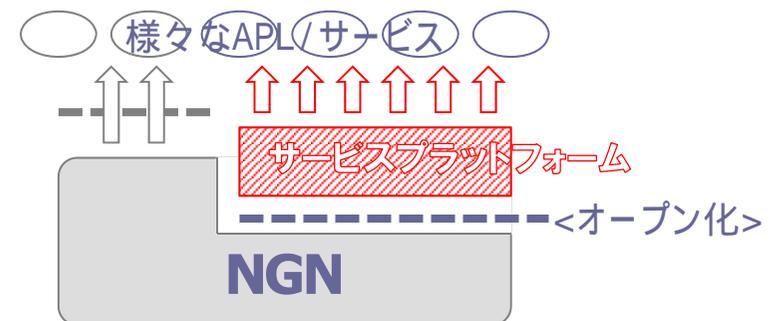
2014/4/15のソフトバンクグループ様のプレゼン資料より

NTT東西の機能分離



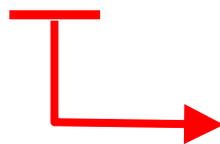
- 依然としてNGNはNTT東西だけ
- 事業者向けインタフェース(SNI*)もほとんど増えていない

健全な競争環境を整備するために、
改めて、NGNオープン化の施策が必要



多様な事業者が参画できる健全な競争環境の構築を目指して

2020年に向けてB2**B**2Cで新たな付加価値提供!!



この「B」は、テレコムサービス協会の
会員企業が主役
特定の業種向け / 地域向け

通信事業者による「設備競争」と、プラットフォーム機能を担うパートナーとの連携を推進

- ビッグデータの利活用促進
- MVNOの事業環境整備
- NGNのさらなるオープン化
- IPv6へのスムーズな移行

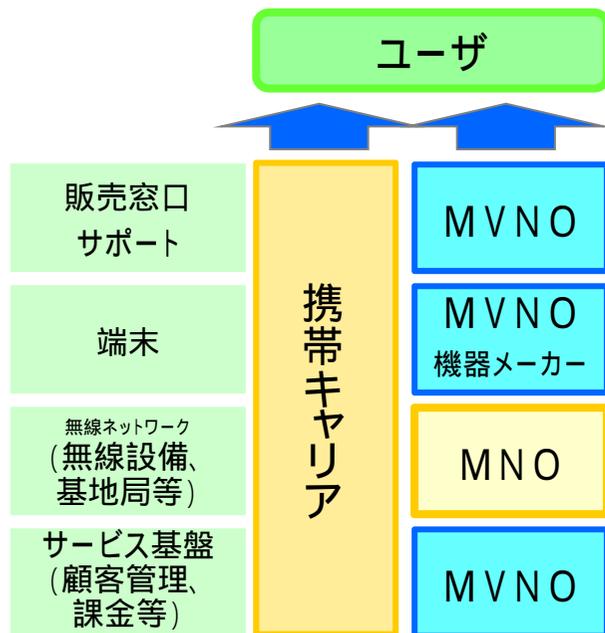


2020年の日本は、
ICTで世界を「おもてなし」

以下、添付資料

MVNOの現状

- MVNO(Mobile Virtual Network Operator)とは
NTTドコモ等の既存の携帯電話事業者(MNO: Mobile Network Operator)から無線ネットワークを調達して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者。
- MVNO契約数: 1,375万 うちMNOでもあるMVNOが51% 事業者数は161社(2013年12月末)
- MVNO委員会
一般社団法人テレコムサービス協会において、2013年11月より活動を開始
参加事業者 23社(2014年4月14日現在)

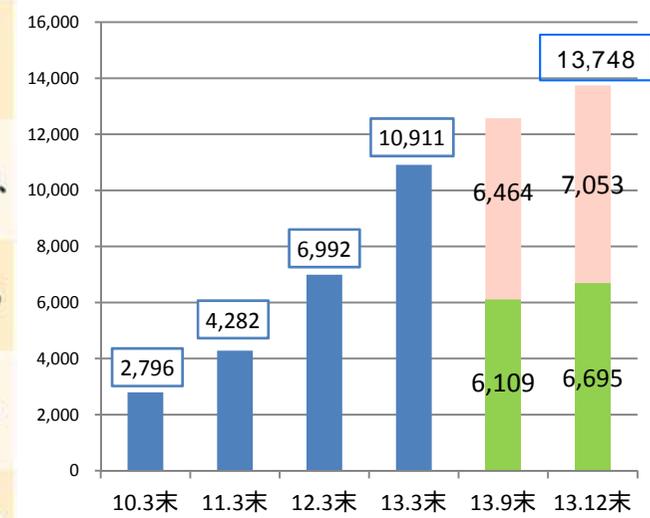


MVNOの位置づけ

- ① 販売チャンネル型
MNOの通信サービスと同内容のものを、ISPや量販店が独自の販売チャンネルにて提供
- ② 新プラン型
MNOとは異なる新しいプラン(低速度低料金、月毎プラン変更可能等)で提供
- ③ セット販売型
固定ブロードバンド回線等とセットで販売することで、通常より低額な料金プランで提供
- ④ アプリ型
アプリ等を用いてサービス、ブランド力を強みにした端末等を提供
- ⑤ 法人サービス型
M2M、企業内LANへのアクセス回線等としての利用

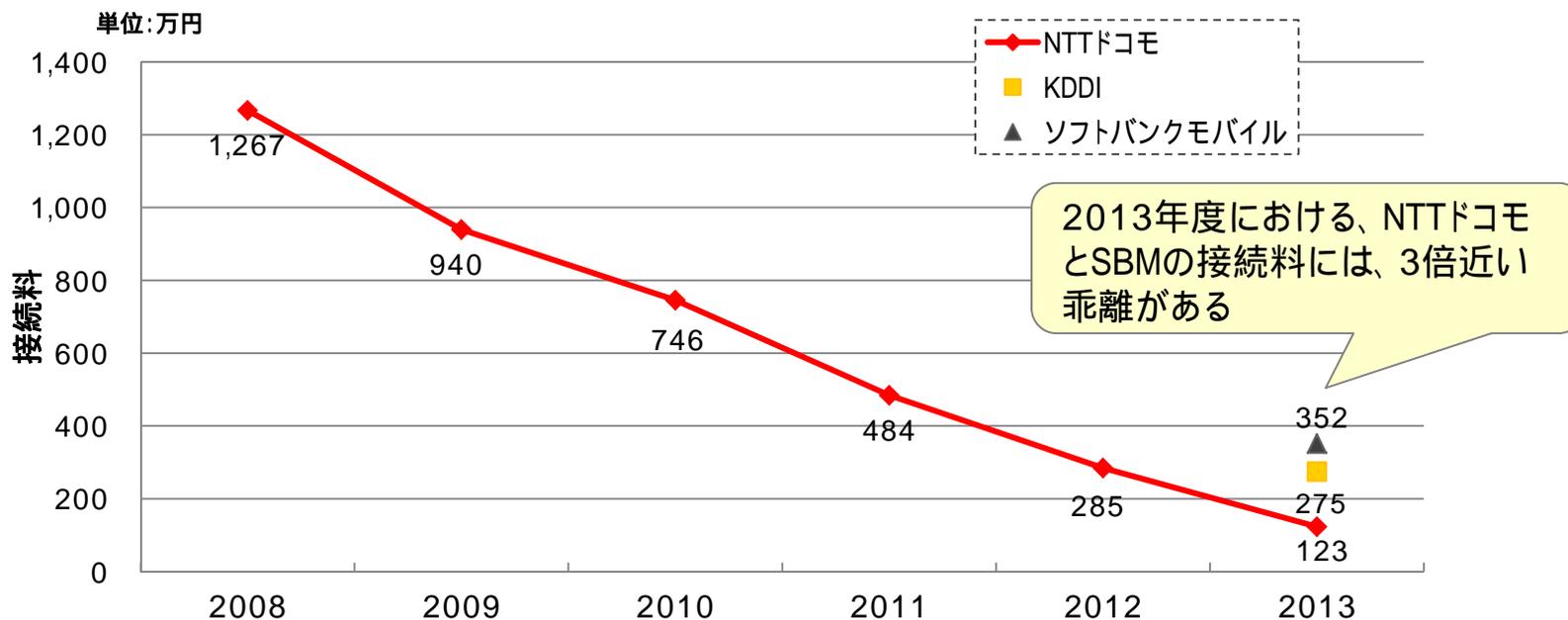
総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」の中での5分類

MVNOの分類



MVNOの契約数

MNOのデータ接続料の推移



	2008	2009	2010	2011	2012	2013
NTTドコモ (レイヤ2)	12,671,760	9,396,038	7,458,418	4,843,632	2,846,478	1,234,911
KDDI (レイヤ2)	-	-	-	-	-	2,751,142
SBM (レイヤ2)	-	-	-	-	-	3,517,286

総務省による調査

前年度実績値に基づく接続料。なお、2014年3月、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正により、2013年度適用接続料より、データ接続料の算定に用いる入力値を「前年度実績値」から「当年度実績値」に変更。各社の当年度実績値に基づく2013年度適用接続料(2014年末頃、届出見込み)は、更なる低廉化が見込まれる。

MVNOが提供するデータ通信サービスの概要

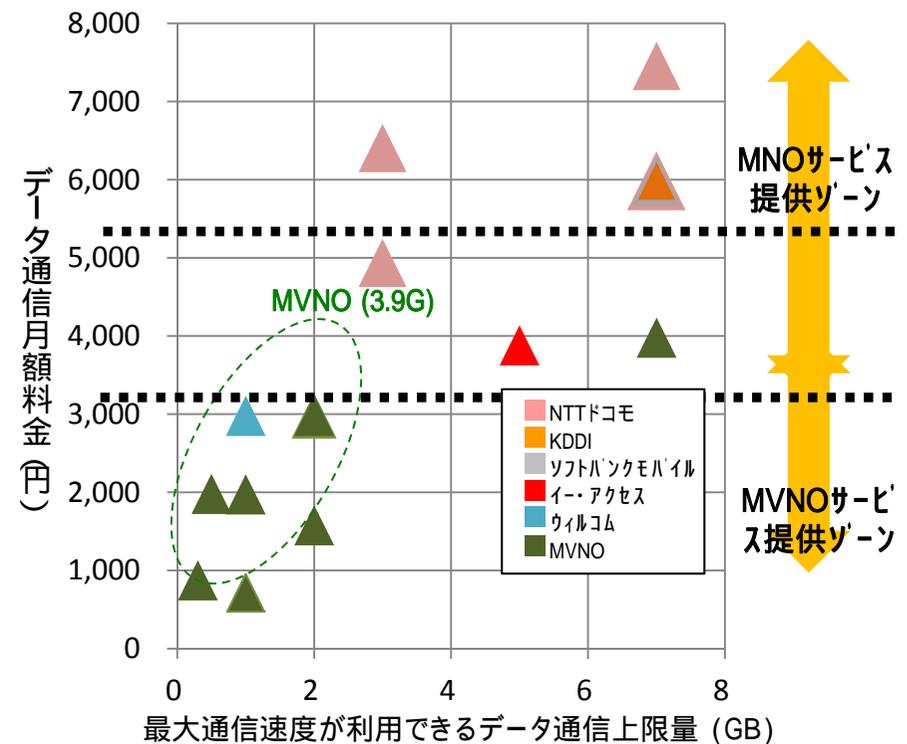
- MVNOが提供するサービスは、MNOに比べ、データ通信上限量が低いかわりに月額料金が低いもの、または低速サービスで月額料金が低いものが多いのが特徴

MVNOが提供するデータ通信プラン(代表例)

	プラン名	提供事業者	月額料金	備考
1,000円未満	ServersMan SIM LTE	DTI	467円	150kbpsの低速サービス(容量制限あり)
	U-mobile*dダブルフィックス	U-NEXT	680円	月1GBまでの料金。1G超~3GBは1,980円
	楽天ブロードバンドLTE エントリープラン	フュージョン・コミュニケーションズ	900円	月300MBの容量制限
	高速モバイル/Dミニマムスタートプラン	IJ	900円	月1GBの容量制限
	b-mobile スマートSIM 月額定額980	日本通信	934円	150kbpsの低速サービス(容量制限なし)
	OCNモバイルone(50MB/日)	NTTコミュニケーションズ	900円	1日50MBの容量制限
	BIGLOBE LTE・3G エントリープラン	ビッグロブ	900円	月1GBの容量制限
1,000円以上~2,000円未満	OCNモバイルone(2.0GB/月)	NTTコミュニケーションズ	1,450円	月2GBの容量制限
	BIGLOBE LTE・3GライトSプラン	ビッグロブ	1,505円	月2GBの容量制限
	高速モバイル/Dライトスタートプラン	IJ	1,520円	月2GBの容量制限
	U-mobile * dスタンダード	U-NEXT	1,680円	月3GBの容量制限
2,000円以上	b-mobile4G Pair GB SIM	日本通信	2,829円	2つの端末合計で月2GBの容量制限
	楽天ブロードバンドLTE アクティブプラン	フュージョン・コミュニケーションズ	2,839円	3日で300MBの容量制限

- 1 総務省による調査(平成26年3月末時点、出所は各事業者ウェブサイト)
- 2 金額は税抜
- 3 容量制限のあるものは、容量制限を超えると低速のサービスに切り替わる

データ通信量別の比較



MNO(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、イー・アクセス)、MVNO(IJ、NECビッグロブ、日本通信、フュージョンコミュニケーションズ、U-NEXT)各社の主なサービスを基に作成。イー・アクセスの3G月額料金は、基本利用料を含む。2013年3月時点のスマートフォン利用者の平均データ通信量は2.0GB(総務省推計値)(「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」より)。

出所:公表資料を基に総務省作成

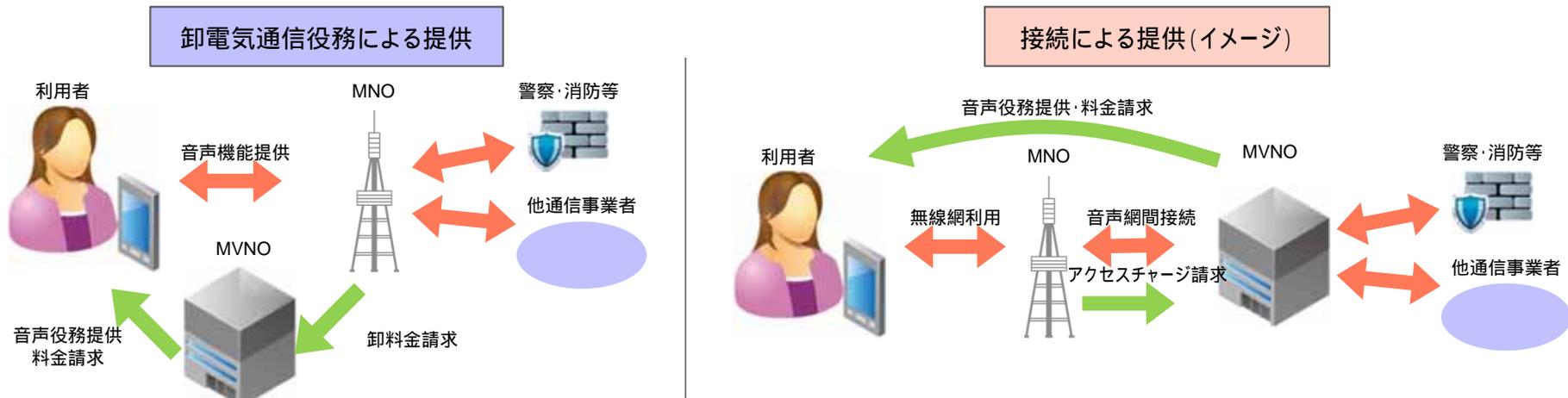
MVNOによる音声通話サービスの提供に向けた諸検討

卸電気通信役務による提供 既に実現

- MNOによる音声通話を卸電気通信役務として利用者に対し提供するもの
- MNOの卸料金や卸プランに制約されるため、MVNOによる多様かつ低廉なサービス提供は困難

接続による提供 現時点では実現不可能

- MNOの音声網とMVNOの音声網を接続し、利用者に対し提供するもの
- MVNOによる多様な料金プランの実現や、それによるサービス本位の競争を行うことが可能となる
- MVNOが独自に電気通信番号の割当を受け、利用者に当該電気通信番号を付与することにより、他事業者網からの呼び出しがMVNOに向けられる必要がある



接続による音声通話サービスの実現に向けた検討課題

- MVNOへの電気通信番号の割り当てに係る制度上の検討(電気通信番号規則)
- 当該電気通信番号の円滑な利活用に係るMNOの機能開放等の検討(HLR機能アンバンドル等)

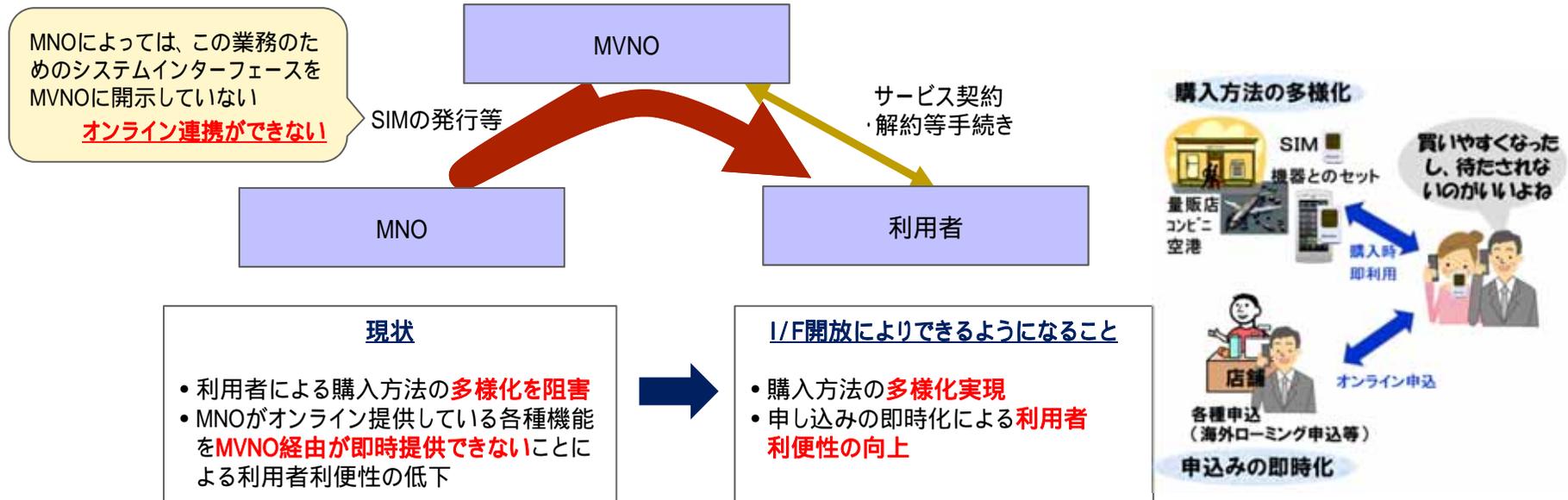
希望するスケジュール

- 平成26年11月の審議会答申までに結論 平成28年度のサービス実現を目標

MNOの回線利用開始処理のインターフェース開放・SIMの機能開放

●ポイント

1. MNOによる回線利用開始処理等のインターフェースがMVNOに対し開放されていない



2. MNOが利用できるSIMの全機能がMVNOに対し開放されていない

(例) 公衆無線LANサービスへのトラフィックオフロードのための自動サインオン

現状では実現不可



NTT東西のNGNオープン化の現状とこれまでの経緯

NTT東西のNGN利活用の現状

- 現状では、電話網 + 映像配信 + インターネットアクセス
- NGNをクラウドインフラとして活用するようなケースは出現していない
- (インターネットとは違う)NGNの安心・安全をアピールした新たな使い方があると思うが…
 - 自治体クラウド? 医療情報? 教育分野?
 - そういう使い方を広げれば、トラフィックも増えてNTT東西もハッピーのはずだけど…

NGNオープン化の議論のすれ違い

- まずオープン化を(他事業者、テレサ協など) 具体的ニーズのあるところから(NTT東西)
- 何を言っても「具体的でない」「技術的に無理」と言われてしまう…

オープン化は手段、やりたいのはブロードバンドの利活用促進

- 多くのサービスが出せればいい だめなら、自分たちでサービスを作れる環境を!

